

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当する事象はありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 10年～30年

物品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

・・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員の退職給付に備えるため、本年度末における退職手当の自己都合要支給額に相当する金額から、岩手県市町村総合事務組合への負担金累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に組合の運用益のうち当市へ按分される額を加算した額を控除した金額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものは、次のとおりです。

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事象はありません。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

墓地事業特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲の差異

対象範囲の差異はありません。

③ 出納整理期間について

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられており、当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.3%	15.5%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

505,689 千円

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費 2,025,307 千円

事故繰越額 46,657 千円

(2)貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲 全ての普通財産

イ 内訳

事業用資産 13,321,898 千円

土地 7,959,445 千円

立木竹 2,914,584 千円

建物 2,440,040 千円

工作物 7,829 千円

インフラ資産 29,360 千円

土地 29,360 千円

② 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

減債基金に係る積立不足はありません。

③ 基金借入金（繰替運用）

基金借入金はありません。

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準

財政需要額に含まれることが見込まれる金額

33,124,324 千円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、

次のとおりです。

将来負担額	充当可能財源	標準財政規模	算入公債費等の額
55,637,858 千円	53,238,431 千円	18,252,761 千円	2,864,208 千円

(3)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4)資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 76,182 千円

② 既存の決算情報との関連性

区 分	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	40,415,321 千円	39,045,470 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	10,862 千円	7,256 千円
繰越金に伴う差額	△ 2,188,033 千円	—
内部取引相殺による差額（一般会計等内部の繰入繰出等）	△ 90,556 千円	△ 90,556 千円
資金収支計算書	38,147,594 千円	38,962,170 千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲にしているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（墓地事業特別会計）の分だけ相違します。

また、繰越金については財務書類においては計上されないため、同額が相違するほか、一般会計等内部における資金の異動（会計間の繰入、繰出など）に関しては、収入・支出を相殺消去していることから、同額が相違します。

③ 資金収支計算書の「業務活動収支」と純資産変動計算書の「本年度差額」との差額の内訳

【資金収支計算書】

業務活動収支	2,377,062 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	830,380 千円
未収債権、未払債務等の増（減）	△ 100,989 千円
減価償却費	△ 8,073,856 千円
賞与等引当金繰入額	269,418 千円
退職手当引当金繰入額	0 千円
徴収不能引当金繰入額	0 千円

【純資産変動計算書】

本年度差額	△ 4,697,985 千円
-------	----------------

④ 一時借入金

資金収支計算上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	5,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	49 千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引はありません。